

諸外国における公的法人等への寄附優遇の状況

	個人寄附			法人寄附
	控除方式	上限適用額	繰越控除	
日本	所得控除又は税額控除(控除率40%)の選択制 (税額控除は要件を満たす法人※1のみ)	所得の40% ※税額控除の場合、控除税額について所得税額の25%を限度	不可	一定の金額を損金算入 又は全額損金算入※2
米国	所得控除	所得の50%	可(5年)	所得の10%を限度として 損金算入
カナダ	税額控除(200カナダドルまでは控除率15%、それを超える分については控除率29%)	所得の75%	可(5年)	NA
英国	所得控除 ※Gift Aidという公的機関に寄附する場合には1ポンド当たり0.25ポンド政府が上乗せして支払う制度がある。(=控除率20%の税額控除と同等の効果)	なし	不可	全額損金算入
ドイツ	所得控除	所得の20% 又は 売上高と支払給与の 合計額の0.4%	可(最大9年)	個人の場合と同じ
フランス	税額控除(控除率66%)	所得の20%	可(5年)	寄附金額の60%を税額控除(年間売上額の0.5%を上限)
オーストラリア	所得控除	なし	可(5年)	個人の場合と同じ
ニュージーランド	税額控除(控除率33.3%)	なし	不可	全額損金算入

(寄附白書2012等から作成)

※1 公益認定法人、認定NPO法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、国立大学法人等(就学支援等に係るもの及び研究助成・能力向上のための事業を対象とするもの)のうち、PST要件を満たす法人

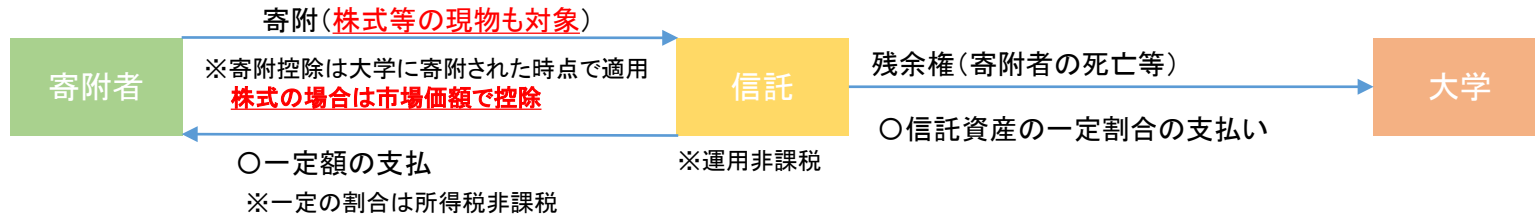
※2 国、地方公共団体、指定寄附対象団体への寄附は全額損金算入。その他特定公益増進法人への寄附は一般法人への損金枠(所得の0.625%+資本等の0.0625%)とは別に所得の3.125%+資本等の0.1875%の損金算入が可能。

ブランドギビング

<米国の事例>

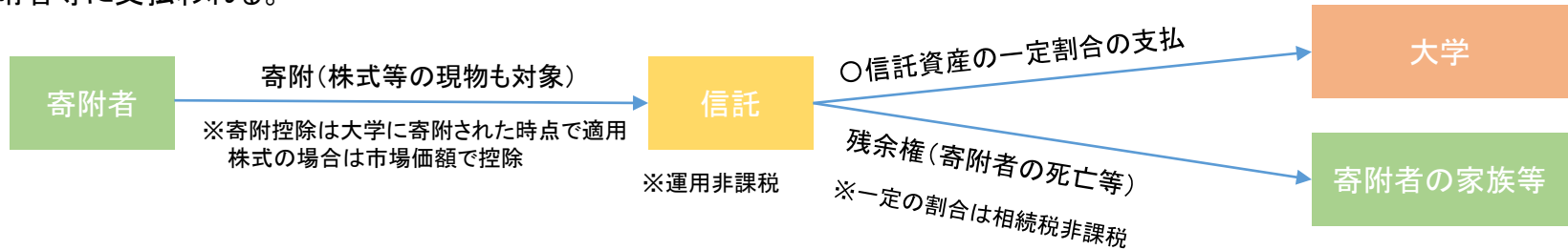
■ Charitable remainder trusts

寄附者が設立する信託の資産の一部を一定期間、設立時に指名した受取人に対して分配し、一定期間後に信託に残っているすべての資産を大学に寄附。



■ Charitable lead trusts

寄附者が設立する信託に財産を委譲し、信託の定める期間中は信託から一定額が大学に対して寄附が行われ、期間が満了になった時点で残った資産が寄附者等に支払われる。



<日本のブランドギビング>

平成24年度税制改正要望で創設。信託は金銭のみ。国立大学法人は対象外。

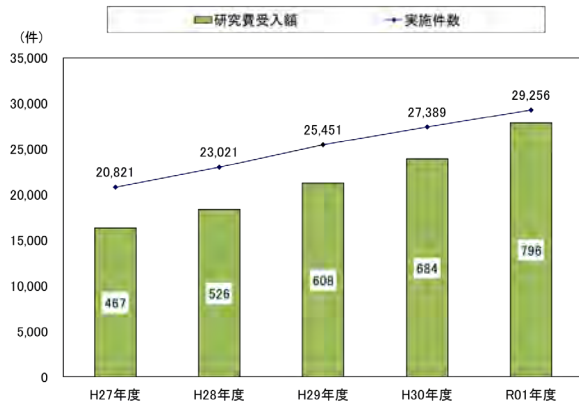


産学連携の状況比較

我が国の産学連携は全体としては着実に拡大しているが、米国との比較ではライセンス収入は格段の差を示しており、間接経費率も諸外国と比較して低い傾向にある。

【大学等と民間企業との共同研究実施件数及び研究費受入額の推移】

【我が国の大学等※におけるライセンス等推移】



※ 大学等とは、国公私立大学・短大・高専及び大学共同利用機関を指し、研究開発法人等は含まない。

資料：文部科学省「令和元年度 大学等における産学連携等実施状況について」

【大学・TLO・研究法人のライセンス収入推移】



資料：一般社団法人大学技術移転協議会「大学技術移転サーベイ 2019年版」

大学名	ライセンス収入	民間研究費	間接経費率
北海道大学	1.4億円	30.8億円	30%以上
東北大学	2.4億円	54.5億円	20～25%
東京大学	9.0億円	125.4億円	15～20%
東京工業大学	0.9億円	37.8億円	30%以上
筑波大学	0.4億円	22.3億円	20～25%
名古屋大学	1.4億円	52.4億円	10～15%
京都大学	7.2億円	82.5億円	10～15%
大阪大学	6.6億円	108.7億円	20～25%
九州大学	0.8億円	37.0億円	20～25%
慶応大学	0.6億円	49.3億円	15～20%
早稲田大学	0.5億円	23.7億円	25～30%
スタンフォード	125.4億円	521.4億円	28.5～83%
UCサンディエゴ	—	352億円	26～55%
ケンブリッジ大学	8.4億円	30.6億円	30%

※ 日本の大学のライセンス収入は文部科学省産学連携調査における知的財産権等収入を記載。民間からの研究費は同調査の共同研究と受託研究等の合計額を記載。間接経費率は同調査の共同研究の間接経費率を記載。
 ※スタンフォード大学は、「Stanford Fact 2021」からライセンス収入 (royalty revenue) と民間からの研究費 (sponsored research from non-federal funding sources) を記載。
 UCサンディエゴは、「financial schedule 2020」から民間からの研究費 (Grants and Contracts from Private) を記載。
 ケンブリッジは、「Cambridge group annual reports 19-20」から民間からの研究費 (Research grants and contracts from UK industry) とライセンス収入 (income from intellectual property) を記載。
 間接経費率は平成29年度文部科学省委託調査「海外大学における産学連携のマネジメント・制度に関する調査」から抜粋。

大学発ベンチャーに関する現状と課題

我が国の大学等の革新的な研究成果を基にした大学発ベンチャーの市場価値は、1.9兆円程度まで成長。一方で、我が国における大学発ベンチャーの設立数は、ここ数年は増加傾向にあるものの、依然として一時に比べて低調である。また、我が国では起業意欲が国際的に見て低い。

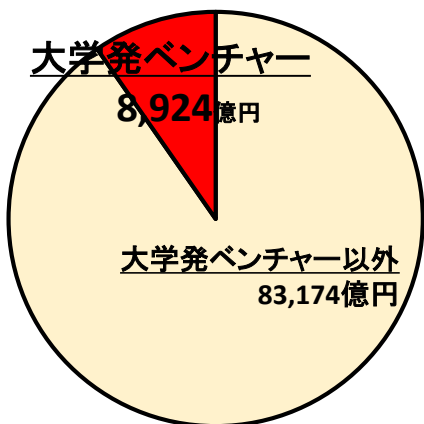
現状

【上場した大学発ベンチャー】

上場39社、時価総額合計で約**1.9兆円**
(令和3年3月31日時点)

大学発ベンチャー企業名	設立年月	シーズ創出大学等	時価総額(百万円)
ペプチドリーム株式会社	2006年7月	東京大学	646,215
アンジェス株式会社	1999年12月	大阪大学	142,110
株式会社ファーマフーズ	1997年9月	京都大学	103,736
株式会社ユーグレナ	2005年8月	東京大学	100,846
株式会社ジーエヌアイグループ	2001年11月	九州大学	99,715
サンバイオ株式会社	2001年2月	慶應義塾大学	99,172
株式会社PKSHA Technology	2012年10月	東京大学	92,257
CYBERDYNE株式会社	2004年6月	筑波大学	87,828
...
上場中のベンチャーの合計値			1,885,002

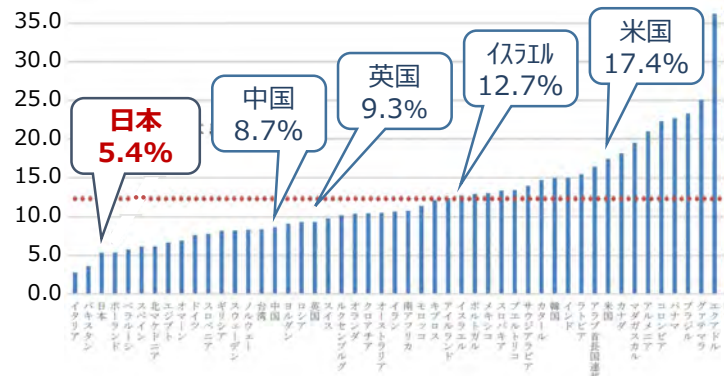
【東証マザーズにおける時価総額】



資料：公表資料を基に文部科学省及び科学技術振興機構(JST)にて作成(令和3年3月31日時点)

課題

【世界各国の起業活動率】 ※2019年



資料：平成31年度グローバル・スタートアップ・エコシステム連携強化事業「起業家精神に関する調査」報告書(令和2年3月みずほ情報総研株式会社(経済産業省委託調査))

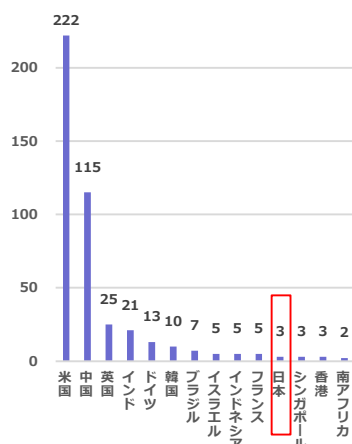


※ 大学発ベンチャーとは、大学等の教職員・学生等を発明者とする特許を基に起業した場合、関係する教職員等が設立者となった場合等における企業を指す。

※ 各年度の新規設立数は、過去に遡って新たに把握された企業(過去の調査時点では設立が把握できなかった企業)も一部含まれるため、前年度公表値とは値が異なる場合がある。

資料：文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」

【国別ユニコーン企業数】



資料：CB INSIGHTS(2020年7月14日時点)を基に文部科学省にて作成

【国・地域別ベンチャー投資金額】



資料：ベンチャー白書2019(一般財団法人ベンチャープライズセンター)を基に文部科学省にて作成

【大学発ベンチャー設立数の減少の原因についての大学の主な意見】

1. 景気悪化やそれに伴う資金調達、販路開拓の難しさ
2. ベンチャー経営の難しさやリスクの大きさ等
3. 国や大学等でのベンチャーへの支援不足
4. 教職員や学生の起業意欲やベンチャーへの関心の低下、薄さ

資料：科学技術政策研究所「大学発ベンチャー調査2010-大学等へのアンケートに基づくベンチャー設立状況とベンチャー支援・産学連携に関する意識-」(平成23年)


日本の国立大学における収益事業

諸外国の研究大学では収益事業の実施によって資金を獲得しているところもあるが、我が国の国立大学法人については収益を目的とした事業は法令上実施できない。一方、大学の教育研究成果を活用することで収益を得ることは可能であり、平成28年にその旨の解釈を通知するとともに、法令改正により、大学が保有する不動産の貸付け、収益性の高い金融商品の運用等が可能となっている。また、法令で認められる範囲内で子会社を設立し、収益を還元することは可能。

※国立大学法人は法人税法上の非課税法人であり、それとの関係からも収益を目的とすることは困難。

平成16年度の法人化以降可能

①



**教育研究成果を活用した
収益の獲得**

- 企業の技術相談や法律相談
- 教育研究活動の成果物の販売



九州大学
バイオ有機肥料



宇都宮大学
牛乳

- 教員・学生の教育研究成果の
展覧会・発表会

①



**大学の資産を活用した
収益の獲得**

- キャンパス・ツアーの実施
- 学内の施設(ジム、保育所等)
の一般利用者への供与
- ネーミングライツの施設等
への設定



山形大学
ニクドーム
やまがた



神戸大学
NTT DATA
IT Room

平成29年度の改正法人法施行以降可能

②



**不動産の貸付けによる
収益の獲得**

- 大学が保有する不動産を業務に
関係のない用途で第三者に貸し
付け ※文部科学大臣の認可が必要
- 2019年6月末時点で東北、東京
医科歯科、信州、名古屋、京都、
岡山、広島、長崎、熊本の9法人
(12件)が認可



長崎大学

老朽化した
テニスコートを
第三者利用の
駐車場用に貸付け

②



**金融商品の運用による
収益の獲得**

- 無担保社債、投資信託、外貨
建債券などの収益性の高い金
融商品の運用

※運用の原資は寄附金等の
自己収入のみ
※運用体制を確認するため文
部科学大臣の認定が必要

- 2019年6月時点で18法人が
認定。

※指定国立大学法人7法人
は特例で認定免除

取組・収益実績は各大学において様々であるが、

例) 京都大学: 2.7億円 (H16) ⇒ 16.8億円 (H29) ※

※財務諸表上の「財産貸付料収入」「入場料収入」「講習料収入」「著作権料・特許料収入」「農畜産物収入」の合計

平成29年4月以降、認可・認定を受けた大学において、
具体的な貸付け契約の手续や運用等が進められている

現行の国立大学の出資事業

※出資対象の拡大に向けて、今通常国会に国大法の改正案を提出中。改正案では、①全国立大学法人について、現在、指定国立大学法人のみに認められているコンサルティング会社等への出資、共用施設の運営等を行う法人への出資が追加されるとともに、②指定国立大学法人について、いわゆる大学発ベンチャーへの直接出資を可能とする制度を規定。

大学等技術移転法（TLO法）

産業競争力強化法

指定国立大学法人制度

～研究成果の活用促進～

～研究成果の活用～

技術移転機関（TLO）への出資

認定VCへの出資

コンサルティング会社等への出資

- 技術移転機関（TLO）は、特許権等を企業に使用させて、対価として企業から実施料収入を受け取り、それを大学に還元することなどを事業内容とする機関。
- 文部科学大臣及び経済産業大臣の承認を受けたTLOは、国立大学法人による承認TLOへの出資などの公的支援を受けることが可能。

- 平成26年4月施行の産業競争力強化法において、大学の研究成果の活用を通じてイノベーションを促進するため、国立大学法人等が、大学ファンド（認定VCが無限責任組合員として業務執行）を通じて大学発ベンチャーへの出資等を行うことができる制度を規定。
- 大学自身が世界最高水準の独創的な研究開発に挑戦し、その成果を新産業の創出につなげるため、国から4つの国立大学法人（東北、東京、京都、大阪）に対して合計1,000億円を出資。
- 平成30年7月施行の改正産業競争力強化法により、自大学に限らず、他の大学や企業との連携等を通じて事業化を進める大学発ベンチャーも対象に追加。

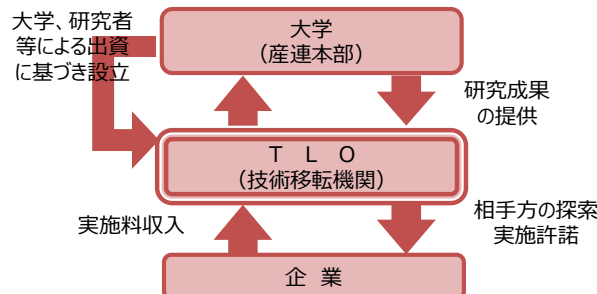
- 平成29年4月、国立大学法人法の改正により、文部科学大臣が世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれる国立大学法人を「指定国立大学法人」として指定することができる制度を創設。
- 現在、東京大学、京都大学、東北大学、東京工業大学、名古屋大学(※)、大阪大学、一橋大学が指定。
(※)令和2年4月1日から国立大学法人東海国立大学機構。ただし、下記の特例のうち2点目及び3点目は名古屋大学のみが対象。

※本年4月からは新たに、以下の事業者への出資が可能。

- ①民間事業者と共同して又は民間事業者等から委託を受けて研究を行う事業者（大学シーズを基に企業と共同研究を行う法人）
- ②民間事業者との共同研究等の委託、あっせんを行う事業者（大学シーズと企業ニーズのマッチング機能）

<指定国立大学法人に関する特例>

- ✓ 研究成果の活用促進のための出資対象範囲の拡大（コンサルティング会社等への出資）
- ✓ 役職員の報酬・給与等の基準の設定における国際的に卓越した人材確保の必要性の考慮
- ✓ 余裕金の運用の認定特例（文部科学大臣の認定不要）



<認定VC>

- ✓ 東北大学ベンチャーパートナーズ(株)
- ✓ 東京大学協創プラットフォーム開発(株)
- ✓ 京都大学イノベーションキャピタル(株)
- ✓ 大阪大学ベンチャーキャピタル(株)

參考資料

基礎データ比較

大学名	学生数		授業料		教員	職員
	学部	大学院	学部	大学院		
ハーバード大学	Full 7,210 Part 2,740	Full 13,796 Part 7,820	¥5,711,750	¥5,413,540	Full 4,389 Part 500	Full 12,446 Part 1,699
スタンフォード大学	Full 7,087 Part 0	Full 9,245 Part 1,049	¥5,888,190	¥5,846,610	Full 6,643 Part 606	Full 10,634 Part 772
カリフォルニア大学 バークレー校	Full 29,570 Part 1,283	Full 9,823 Part 1,825	州内 ¥1,567,830 州外 ¥4,848,470	州内 ¥1,560,570 州外 ¥3,221,790	Full 3,089 Part 1,179	Full 6,900 Part 980
カリフォルニア大学 サンディエゴ校	Full 29,966 Part 828	Full 7,350 Part 592	州内 ¥1,585,650 州外 ¥4,858,590	州内 ¥1,480,050 州外 ¥3,141,270	Full 2,721 Part 1,558	Full 14,706 Part 2,233
オックスフォード大学	11,895	8,890	国内 ¥1,248,750 国外 ¥3,613,950 ~ ¥5,063,850	国内 ¥559,440 ~ ¥12,798,000 国外 ¥598,455 ~ ¥12,798,000	6,905 2,985 atypical	7,125
ケンブリッジ大学	12,265	7,610	国内 ¥1,248,750 国外 ¥3,000,645 ~ ¥7,835,130	国内 ¥1,193,940 ~ ¥2,062,260 国外 ¥3,714,660 ~ ¥4,861,620	6,215 180 atypical	5,955
ユニバーシティカレッジ ロンドン	18,790	17,110	国内 ¥1,248,750 国外 ¥2,916,000 ~ ¥4,981,500	国内 ¥745,875 ~ ¥2,446,200 国外 ¥2,446,200 ~ ¥6,226,200	7,700 2,700 atypical	5,375
北海道大学	11,313	6,394	¥ 535,800	¥ 535,800	2,325	2,258
東北大学	10,731	7,065	¥ 535,800	¥ 535,800	3,223	1,993
筑波大学	9,797	6,140	¥ 535,800	¥ 535,800	1,898	1,836
東京大学	14,062	13,860	¥ 535,800	¥ 535,800	3,924	2,585
東京工業大学	4,992	5,526	¥ 535,800	¥ 535,800	1,044	1,428
名古屋大学	9,585	6,187	¥ 535,800	¥ 535,800	2,330	1,131
京都大学	12,958	9,487	¥ 535,800	¥ 535,800	3,441	2,393
大阪大学	15,194	8,139	¥ 535,800	¥ 535,800	3,300	2,114
九州大学	11,679	6,887	¥ 535,800	¥ 535,800	2,386	1,855
早稲田大学	39,382	8,577	¥ 1,165,650 ~ ¥ 1,749,000	¥ 448,000 ~ ¥ 2,784,000	専任 2,021 専任以外 3,448	専任 782 嘱託等 448
慶應義塾大学	37,233	4,703	¥ 880,000 ~ ¥ 3,040,000	¥ 660,000 ~ ¥ 3,500,000	専任 2,316 非専任 3,365	3,170

※米国の大学のデータはIPEDS(The Integrated Postsecondary Education Data System)から抜粋。英国の大学のデータは学生数、教員、職員数はHESA(Higher Education Statistics Agency)から(教員はacademic、職員はnon-academicの数字)、その他の情報は各大学のウェブサイトから。\$1=110円、£1=135円として計算。日本の国立大学の数字はNIAD(大学改革支援・学位授与機構)の大学基本情報から抜粋。教員は本務、職員は本務から附属病院の看護師を除いた数字。日本の私立大学のデータは各大学のウェブサイトから。